

2013年10月31日

受益者の皆様へ

信託約款変更(予定)のお知らせ

アイエヌジー投信株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では親投資信託「アイエヌジー・日本株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)について信託約款の変更を予定しております。これに伴い、当該マザーファンドを投資対象としている以下の投資信託についても、マザーファンドの持分に応じて、同様の影響/効果を受けることとなりますので、お知らせいたします。

敬具

【対象ファンド】

- アイエヌジー・日本株式オープン(愛称:ガリオン・ファンド)
- アイエヌジー・日本株式ファンド VA(適格機関投資家専用)
- アイエヌジー・グローバルバランスオープン(安定投資型) (愛称:アガシー・ファンド) ☆1
- アイエヌジー・グローバルバランスオープン(分散投資型) (愛称:パーク・ファンド) ☆2
- アイエヌジー・グローバルバランスオープン(積極投資型) (愛称:カッター・ファンド) ☆3
- アイエヌジー・グローバルバランスファンド VA(株 25 型) (適格機関投資家専用) ☆4
- アイエヌジー・グローバルバランスファンド VA(株 50 型) (適格機関投資家専用) ☆5
- アイエヌジー・グローバルバランスファンド VA(株 70 型) (適格機関投資家専用) ☆6

※これらのファンドを以下「ベビーファンド」といいます。

※上記対象ファンド中、☆印のついたファンドにつきましては、下表の通り「アイエヌジー・日本株式マザーファンド」以外の 4 本の親投資信託にも分散投資しています。基本的な配分比率は表の通りとなりますが、「アイエヌジー・日本株式マザーファンド」以外の親投資信託については、今回信託約款の変更はございません。

親投資信託の種類	☆1 ☆4	☆2 ☆5	☆3 ☆6
アイエヌジー・日本株式マザーファンド	15%	35%	45%
アイエヌジー・海外株式マザーファンド	10%	15%	25%
アイエヌジー・日本債券マザーファンド	35%	25%	12.5%
アイエヌジー・海外債券マザーファンド	20%	15%	12.5%
アイエヌジー・短期債券マザーファンド	20%	10%	5%

1. 予定している信託約款の変更内容及び変更理由

変更内容

「アイエヌジー・日本株式マザーファンド」の運用指図に関する権限を BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(以下「BNY メロン社」といいます。)に委託し、当マザーファンドの実質的な運用を BNY メロン社が行う体制に変更します。(変更予定年月日:2014年1月6日)

変更理由

ING・インベストメント・マネジメントの業務再編の一環として、当社の日本株式運用チームが BNY メロン社へ移籍し、同社での日本株式の運用体制が整ったと判断したためです。なお、運用体制の変更後も運用プロセスやベンチマーク等に変更はありません。

<ご参考>

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの資産運用ビジネスの日本法人です。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは、2007年7月1日に旧メロン・フィナンシャル・コーポレーションと旧ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インクが合併してできた会社です。両社はともに米国の金融業草創期から100年以上にわたる歴史を持ち、資産運用、アセット・サービスにおいてそれぞれ高い評価を得ています。また1980年代以来、BNY メロン・グループ(※)の資産運用部門は運用会社の設立および買収を通じて成長を続け、伝統的なパッシブ・マネジャーからヘッジ・ファンドまでそれぞれ専門性を持った複数の運用会社を傘下に有しています。

※BNY メロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。

2. 信託約款の変更手続きおよび変更日程

① 異議申立期間	2013年10月31日(木)から2013年12月2日(月)まで
② 信託約款変更届出日	2013年12月4日(水)
③ 信託約款変更適用日	2014年1月6日(月)

2013年10月31日(以下「基準日」といいます。)現在の各ベビーファンドの受益者様(※)は、異議申立期間中に当社に対し書面により、この信託約款変更に対する異議を述べることができます。

なお、この約款変更には異議のない場合、何らお手続きの必要はありません。

上記異議申立期間中にお申し出のあった受益者様の受益権の合計口数(ベビーファンドの信託約款にかかる受益者様の受益権の口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算させていただきます。)が基準日現在のマザーファンドの信託約款に係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、2013年12月4日に信託約款の変更の届出を行い、2014年1月6

日から適用いたします。なお、異議お申立ての受益者様の受益権の合計口数が基準日現在のマザーファンドの信託約款に係る受益権の総口数の二分の一を超えた場合は、信託約款の変更は行いません。

※下記の通りに取得申込を完了された方を含みます。

アイエヌジー・日本株式オープン アイエヌジー・日本株式ファンド VA	2013年10月30日(水)まで
アイエヌジー・グローバルバランスオープン(安定投資型) アイエヌジー・グローバルバランスオープン(分散投資型) アイエヌジー・グローバルバランスオープン(積極投資型) アイエヌジー・グローバルバランスファンド VA(株 25 型) アイエヌジー・グローバルバランスファンド VA(株 50 型) アイエヌジー・グローバルバランスファンド VA(株 70 型)	2013年10月29日(火)まで

3. 異議お申立ての方法について

予定しております信託約款変更に対し異議のある受益者様は、以下の内容をご記入の上、郵便はがき又は封書にて2013年12月2日(月)必着にて下記宛ご郵送ください。

宛先 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 4-1 ニューオータニガーデンコート 21 階

アイエヌジー投信株式会社 プロダクト・マネジメント部

ご記入いただく内容

① 住所 ② 氏名(記名、捺印) ③ 電話番号(日中連絡先) ④ 保有するベビーファンドの名称 ⑤ 2013年10月31日現在の保有口数 ⑥ 取扱販売会社名、取引支店名、口座番号 ⑦ 信託約款の変更に反対する旨

※各ベビーファンドに関して、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数の口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社、取引店名、口座番号をご記入下さい。

※上記のご記入内容に不備等がある場合には、異議申立てを受付できなくなる場合がありますのでご留意下さい。

※ご記入いただいた情報は当書面記載の手続き以外の目的には利用いたしません。

4. 異議お申立ての受益者様の買取請求手続きについて

異議お申立ての受益者様の受益権の合計口数が、2013年10月31日現在のマザーファンドの信託約款に係る受益権の総口数の二分の一を超えず、信託約款の変更が行われた場合には、異議をお申立ての各ベビーファンドの受益者様は、以下の手続きにより、受益者に帰属する受益権について、信託財産により買取りを請求することができます。(異議をお申立てられた受益者様は買取請求をしなければならないわけではございません。買取請求をされるか否かは、異議をお申立てられた受益者様の任意です。)

<買取請求期間>

2013年12月5日(木)から2013年12月25日(水)まで

<買取請求手順>

- ① アイエヌジー投信株式会社から異議お申立ての受益者様に対し、「買取請求のご案内」を送
 - ② 受益者様による買取請求必要書類の記入
 - ③ 取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類のお持ち込み、取扱販売会社から委託会社への買取請求必要書類の送付
 - ④ 委託会社において異議申立て者との本人確認の上、委託会社から受託銀行への買取請求必要書類の送付
 - ⑤ 受託銀行での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
 - ⑥ 受託銀行からご指定銀行口座への買取代金のお振込み
- ・ 上記の買取請求は、信託約款変更に対し異議の申立てを行った受益者様が、旧投信法第30条の2の規定に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対する買取請求ではありません。
 - ・ 買取りの価額は、当該変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、上記⑤の日の営業日(ファンドによっては翌営業日)に算出される基準価額といたします。なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。また、振込手数料および買取計算書の郵送費用は買取りを請求された受益者様のご負担となり、買取代金から差し引かせていただきます。
 - ・ 異議申立期間中、買取請求受付期間中ともに、信託約款変更により異議お申立てか否かにかかわらず、取扱販売会社においては、通常通り、ご購入およびご解約のお申込みを受付けいたします。ただし、上記の買取請求を行った受益権につきましては、解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意下さい。

<信託約款変更に関する問い合わせ先>

アイエヌジー投信株式会社 プロダクト・マネジメント部

電話番号:03-5210-0653(9:00~17:00 土、日、祝祭日除く)

ご参考:信託約款の新旧対照表

アイエヌジー・日本株式マザーファンド

下線部_____は変更部分を示します。

変更前	変更後
<p>運用の基本方針 (2)投資態度 ①～⑧<略> ⑨資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。 ⑩～⑬<略></p> <p>約款本則 (運用の指図範囲) 第 11 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。 (後略)</p> <p><第 13 条の 2 として「運用の権限委託」の条文を挿入></p>	<p>運用の基本方針 (2)投資態度 ①～⑧<略> ⑨運用にあたっては、<u>BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社</u>に運用の指図に関する権限の一部または全部を委託します。 ⑩資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。 ⑪～⑭<略></p> <p>約款本則 (運用の指図範囲) 第 11 条 委託者は、<u>(第 13 条の 2 に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第 12 条、第 13 条、第 14 条から第 23 条まで、および第 29 条から第 31 条までについて同じ。)</u>信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p><u>(運用の権限委託)</u> 第 13 条の 2 委託者は、<u>運用の指図に関する権限の一部または全部を次の者に委託します。</u> <u>BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館</u> ② <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。委託者はかかる報酬の額および支弁の時期を、当該委託を受ける者との間で別に定めます。</u> ③ <u>第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じしめた場合において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止することができます。</u></p>